



平成 20 年 2 月 22 日

各 位

会 社 名 **株式会社 パトライト**
代 表 者 名 代表取締役社長 植田 和憲
(コード 6825 東証第1部、大証第1部)
問 合 せ 先 管理本部長 宇野 康成
(TEL: 06-6763-8008)

臨時株主総会および普通株主による種類株主総会における 全部取得条項付普通株式の取得に関する承認決議に関するお知らせ

当社は、平成 19 年 12 月 19 日付「臨時株主総会及び当社普通株主による種類株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ」及び平成 20 年 1 月 22 日付「臨時株主総会および当社普通株主による種類株主総会開催の臨時取締役会決議に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、本日、当社定款の一部変更および全部取得条項付普通株式(下記において定義します。)の全部の取得について、臨時株主総会および普通株主による種類株主総会に付議いたしましたところ、下記のとおり、いずれも承認可決されましたので、お知らせいたします。

記

1. 当社定款の一部変更等の内容

当社は、平成 20 年 1 月 22 日付当社プレスリリースにてお知らせいたしましたとおり、以下の内容の当社定款の一部変更および当社の全部取得条項付普通株式の全部の取得(以下総称して「本定款一部変更等」という。)について必要なご承認をいただくため、本日、臨時株主総会(以下、「本臨時株主総会」という。)および普通株主による種類株主総会(以下「本種類株主総会」という。)を開催いたしました。

下記 の定款変更を行い得る種類株式発行会社となるため、当社定款の一部を変更し、種類株式を発行する旨の定めを新設すること。

上記 による変更後の当社定款の一部を追加変更し、当社普通株式に、当社が株主総会の特別決議によってその全部を取得する全部取得条項(以下「全部取得条項」という。)を付す旨の定めを新設すること(なお、全部取得条項が付された後の当社普通株式を、以下「全部取得条項付普通株式」という。)。また、同じく当社定款の一部を追加変更し、全部取得条項が付されていない点を除いて全部取得条項付普通株式と同じ内容を有する新たな普通株式の内容に関する規定を新設すること。

会社法 171 条並びに上記 および による変更後の定款に基づき、株主総会の特別決議によって、当社を除く株主様から当社の全部取得条項付普通株式の全てを取得し、全部取得条項付普通株式 1 株と引換えに、当社が、各株主様に対して取得対価として新たな当社普通株式を交付すること。

2. 当社定款の一部変更（本定款一部変更等のうち および ）の承認決議

(1) 承認可決された事項の内容

本定款一部変更等のうち およびこれに伴う所要の定款変更は、本臨時株主総会における第 1 号議案として付議され、承認可決されました。本定款一部変更等のうち は、本臨時株主総会における第 2 号議案および本種類株主総会における議案として付議され、いずれも承認可決されました（本臨時株主総会第 1 号議案にかかる変更の内容は、平成 20 年 1 月 22 日付当社プレスリリースの「第 1 議案 定款一部変更の件（1）」にかかる変更の内容のとおりであり、本臨時株主総会第 2 号議案および種類株主総会議案にかかる定款変更の内容は、同プレスリリースの「第 2 号議案 定款一部変更の件（2）」および普通株主による種類株主総会の議案」にかかる内容のとおりであります。）

(2) 定款変更の効力の発生

本定款一部変更等のうち およびこれに伴う所要の定款変更の効力は、本臨時株主総会における承認可決をもって本日発生いたしました。これに伴い、本定款一部変更等のうち の効力は、本臨時株主総会および本種類株主総会における承認可決により、平成 20 年 3 月 27 日（木）に発生いたします。

3. 全部取得条項付普通株式の取得（本定款一部変更等のうち ）の承認決議

(1) 承認可決された事項の内容

全部取得条項付普通株式の取得（本定款一部変更等のうち ）は、その実施のための他の必要事項の決定を取締役に一任いただくことを含めて本臨時株主総会における第 3 号議案として付議され、承認可決されました。当該議案の内容は、平成 20 年 1 月 22 日付当社プレスリリースにおいてお知らせいたしましたとおり、当社が、会社法第 171 条並びに本定款一部変更等のうち および による変更後の定款に基づき、全部取得条項付普通株式を取得し、当該取得と引換えに、本定款一部変更等のうち によって設けられる新たな普通株式を、全部取得条項付普通株式 1 株につき、0.0000015512 株を交付するものであります（かかる割当比率による割当ての結果、株式会社福寅以外の各株主様に対して当社が交付する新たな普通株式の数は、1 株未満の端数となる予定であります）。

(2) 定款変更の効力の発生

全部取得条項付普通株式の取得(本定款一部変更等のうち)の効力は、本臨時株主総会における承認可決により、本定款一部変更等のうち の効力発生を条件として、平成20年3月27日(木)(以下「取得日」という。)に発生いたします。

(3) 全部取得条項付普通株式の取得の実施に関する手続き

全部取得条項付普通株式の取得の効力が発生した場合、上記のとおり、当社は、取得日前日の最終の当社の株主名簿(実質株主名簿を含みます。)に記載又は記録された全部取得条項付普通株式の当社を除く株主様から全部取得条項付普通株式を取得し、当該取得と引換えに、各株主様に対して取得対価として、全部取得条項付普通株式1株につき、本定款変更等のうち によって設けられた新たな普通株式0.0000015512株を交付いたします。これに伴い、当社の普通株式を表章する株券(本日現在当社の発行する全ての株券が該当します。)は、取得日の到来をもって無効となりますので、当社普通株式にかかる株券を所有の方は、その株券を株券提出期間(平成20年2月25日(月)から平成20年3月27日(木)まで)内にご提出くださいますようお願いいたします。

また、株主様に対して交付される新たな普通株式が1株未満の端数となる場合は、1株未満の端数の合計数(ただし、会社法第234条第1項により、その合計数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。)に相当する株式を、会社法第234条の定めに従ってこれを売却し、その売却により得られた代金をその端数に応じて株主様に交付いたします。かかる売却手続きに関し、当社では、会社法第234条第2項の規定に基づき裁判所の許可を得て当社の新たな普通株式を株式会社福寅に対して売却すること、又は会社法第234条第4項の規定に基づき当社が買い取ることを予定しております。この場合の新たな普通株式の売却金額につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、各株主様が保有する当社普通株式数に金1,250円(株式会社福寅が当社普通株式に対して公開買付けを行った際の買付価格)を乗じた金額に相当する金銭を各株主様に交付できる価格に設定することを予定しておりますが、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

(4) 全部取得条項付普通株式の取得にかかる今後の日程

基準日設定公告	平成20年2月23日(土)
整理銘柄への指定	2月23日(土)
定款変更につき通知公告(全部取得条項設定に関する事項)	
及び全部取得条項付普通株式取得につき株券提出公告	2月25日(月)
株券提出手続の開始日(株券提出公告及び株主・登録株式質権者への通知送付)	2月25日(月)

当社普通株式にかかる株券の売買最終日	3月19日(水)
当社普通株式にかかる株券の上場廃止日	3月21日(金)
全部取得条項付普通株式全部の取得及び新たな普通株式交付の基準日	3月26日(水)
株券提出の期限	3月27日(木)
全部取得条項付普通株式全部の取得及び新たな普通株式交付の効力発生日	3月27日(木)

当社普通株式の株主様に対して当社が交付する新たな普通株式については、東京証券取引所および大阪証券取引所に対する上場申請は行いません。また、本定款一部変更等の結果、当社普通株式にかかる株券は、東京証券取引所および大阪証券取引所の株券上場廃止基準に該当します。平成20年2月23日(土)から平成20年3月20日(木)までの間、整理銘柄へ指定され、平成20年3月21日(金)をもって上場廃止となる予定であります。上場廃止後は、当社普通株式にかかる株券を東京証券取引所および大阪証券取引所において取引することはできません。

以 上